

# 広告付き電停上屋の整備について

中国地方整備局道路部路政課

## 1 はじめに

バス停上屋に対する広告物の添加に対する取扱いについては、既に通達等が出されていることから、中国地方においても、岡山市、広島市、福山市等で設置されてきているところです。

そのような状況の下、平成 20 年 3 月 25 日付けで道路局長から、「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」通達（以下、「22号通達」という。）が出されたことにより、広島市において、広告付き電停上屋の整備について、本格的に取り組むこととなりました。

当該箇所は、国道 54 号と国道 2 号という重要な道路の結節点に隣接しており、バスおよび路面電車の重要な接続箇所として機能しています。また、広島市役所、同中区役所、中央郵便局、NHK 広

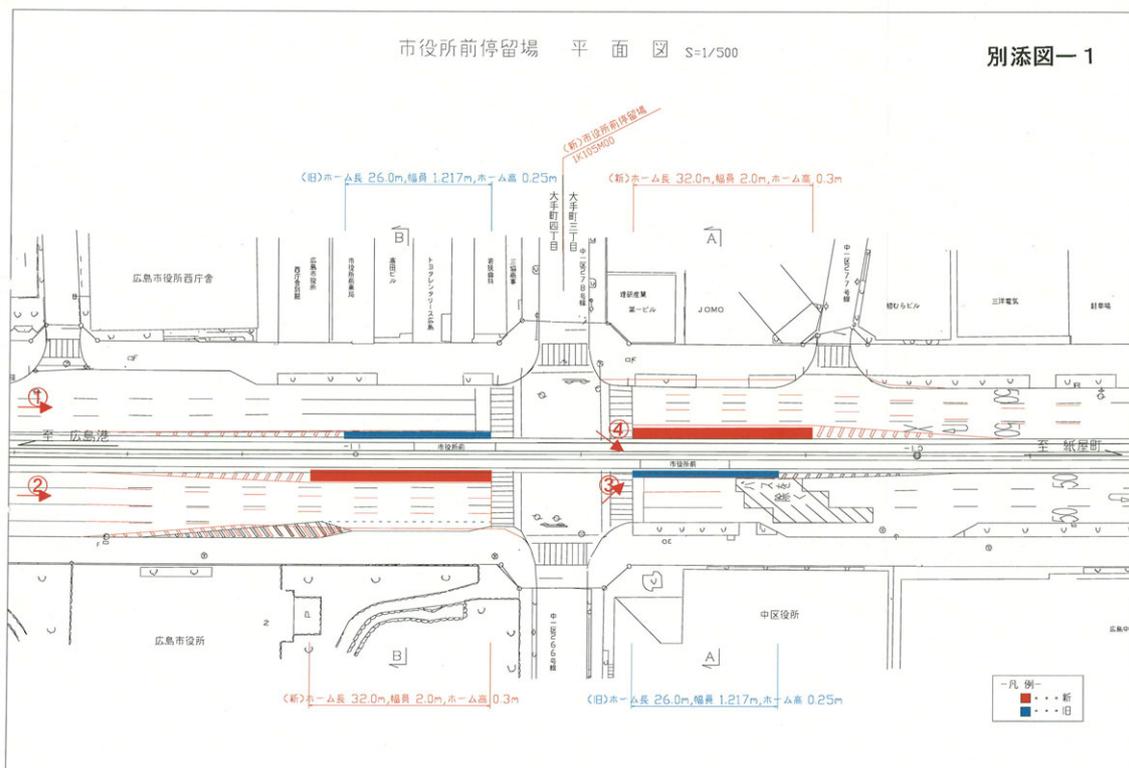
島放送局や、各種通信事業者などが立地する、行政や通信機能に特化した一画でもあります。

本稿では、広告付き電停上屋の仕組み及び設置までの取組み等について、紹介します。

## 2 概要

平成 17 年度より、市役所西交差点における国道右左折車両安全性向上を目的とし、車線及び電車停留所のレイアウト変更が計画されてきました。平成 19 年度より、電停の移設を実施するにあたり、関係各部署の連携により、今回の計画実施への運びとなりました。

今回の電車停留所移設にあたっては、交差点における安全性向上のため、電車停留所の配置を交差点前後で逆配置とすることにしました。（別図 - 1）



広島市と広島電鉄においては、停留所上屋を景観配慮型の構造とし、路面電車の輸送力向上と移動円滑化の確保を目的とし、停留所延長を30mへと延長のうえ、端部は緩勾配のスロープにすることが計画された。

また、設置及び将来管理費用負担の軽減を図るため、全国でも初の事例となる、電車停留所への広告設置が計画されました。

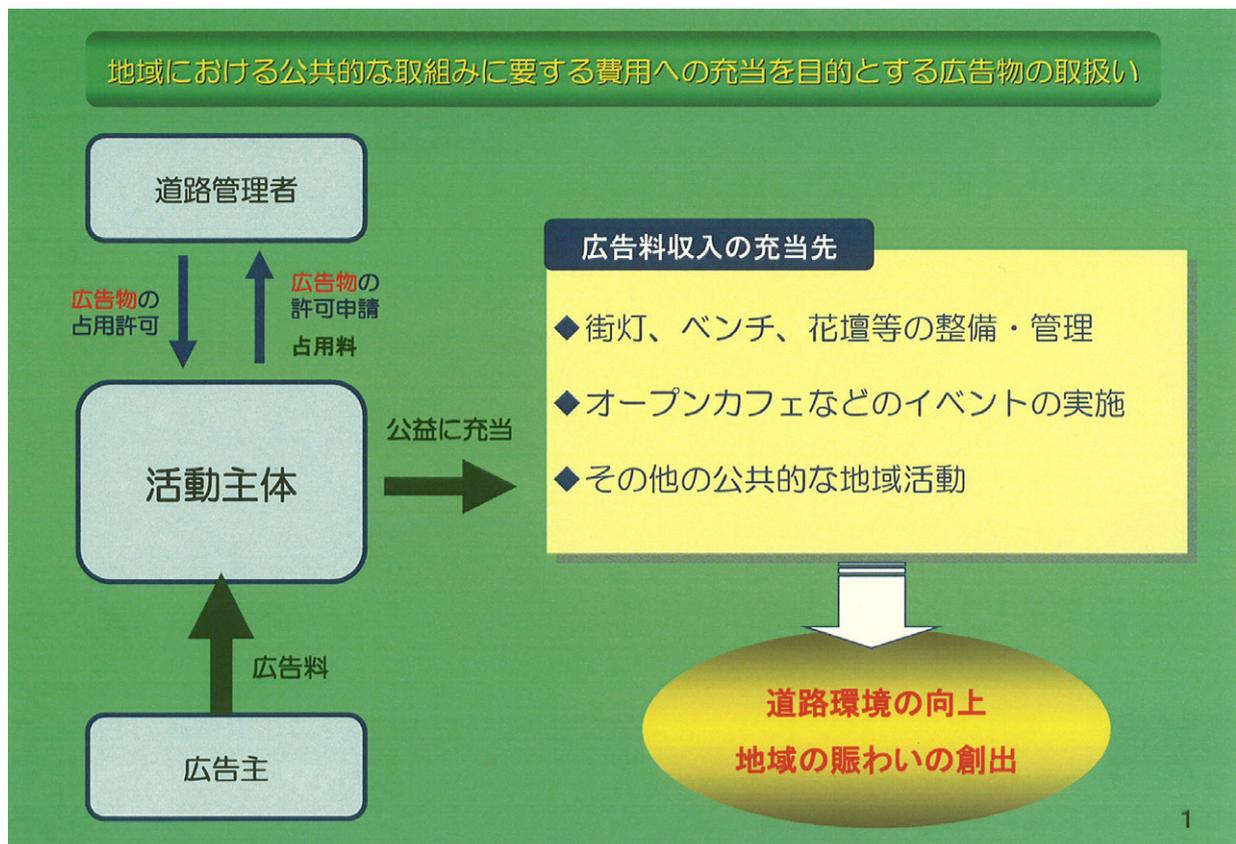
### 3 広告付き電停上屋整備の提案

先にも述べましたが、広島市における路面電車利用者は、1日約11万人と多く、市民の重要な移動手段となっているため、輸送力の強化とバリアフリー化の推進については、大きな課題です。

これら課題に対応するため、超低床連接車両の導入を進めているが、当該低床車両に対応した電停及び上屋の整備は進んでいないのが現状です。

連接車両に対応した延長の長い電停上屋については、整備費用が高額であるため、軌道事業者において整備することは非常に困難な状況です。

このため、電停上屋について、バス停と同様の考え方により、広告付きのものが認められれば、デザイン性に優れた上屋整備が促進されるとともに、適切な維持管理も期待でき、公共交通の施設の充実化・バリアフリー化による利用者の利便性の向上、広島市の景観向上への寄与も期待できることから、22号通達に基づき、設置に向けての取組みを行うこととなりました。





### (3) パース図



## 5 広告付き電停上屋設置における取り扱い方針

平成20年3月の22号通達を基本に、広告付き電停上屋の設置については、以下の取扱い方針を策定した。策定にあたっては、国道54号道路管理者（中国地方整備局）の他、広島市、警察署、軌道事業者による会議を開催し、確認事項を決定した。

### (一) 対象となる区域、路線、道路の部分

国道54号 道路区域内の軌道敷 広島市役所前電停

### (二) 広告料の充当対象

広告料の充当対象は、路面電車の利用者たる市民の日常生活における利便性の向上、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、交通事業者（地域において交通事業者に代わり上屋の整備等を行うこととされている団体がある場合には、当該団体を含む。以下同じ。）が設置する広告付き電停上屋（以下「上屋」という。）の整備又は維持管理とする。

### (三) 広告物の形態

対象とする広告物は、上屋に添加される広告板

（以下「添加広告板」という。）とする。

### (四) 広告物の占用主体

添加広告板については、添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（交通事業者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該交通事業者を含む。以下「広告事業者」という。）が、新規の占用許可申請を行うものとする。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについても、その広告板としての効用にかんがみ、これを添加広告板として取り扱うものとする。

### (五) 広告物の占用期間

占用期間については、道路管理者の許可期間内とする。

### (六) 広告物の設置場所、構造等

原則として、添加広告板の設置場所、構造等については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や路面電車の乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十

分に講じられるものであること。特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。

- (2) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。
- (3) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (4) 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。
- (5) 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく電停及び路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることができる。
- (6) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- (7) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨を表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
- (8) 広告物は、軌道側に表示すること。ただし、車両又は歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、表示箇所について、別途協議するものとする。

広告物が必要以上に多数設置され、道路環境や景観に支障が生ずることのないよう十分配慮する

こと。

広告内容については、広告付きバス停上屋整備事業で行われている事前協議と同様の手続きを行うこととし、その詳細については、屋外広告物担当部署及び景観担当部署並びに広告事業者において別途協議を行うものとする。

#### (七) 占用の許可条件

添加広告板の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (1) 上屋及び添加広告板の設置、維持管理及び運用等に係る交通事業者と広告事業者の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- (2) 添加広告板を用いて掲示する広告物に関する次の各号に掲げる事項を遵守すること。
  - (ア) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
  - (イ) 広告物は、反射材料式でないこと。
  - (ウ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
  - (エ) 広告物は、屋外広告物条例に基づく許可を受けたものであること。

#### (八) 運用上の留意事項

- (1) 添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋が設置される場合には、当該上屋の設置の目的、必要性等を十分に確認すること。
- (2) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理方法等を定めた管理規定等を道路管理者に提出させること。
- (3) 上屋の設置主体と添加広告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

(ア) 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、交通事業者が有すること。

(イ) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、上屋の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当されること。

(ウ) 上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、交通事業者及び広告事業者は連帯して、道路管理者に対して責任を負うこと。また、あらかじめ各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報体制並びに各事業者における責任の所在区分を明確にしておくこと。

(エ) 道路管理者が上屋の設置主体たる交通事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じること。

(オ) 上屋の設置を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占有を廃止すること。

(カ) 添加広告板の占有を廃止する場合における、上屋の存置の可否及び権利関係について、交通事業者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

#### (九) その他

(1) 添加広告板の具体的な設置形態及び広告物の表示方向等については、別添の図面のとおりとする。

(2) 添加広告板の占有料は、広告事業者から徴収する。この場合において、一の添加広告板の表裏2面に広告物を表示しているものの

占有料については、「占有料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日建設省道政発第3号、第3号の2、第3号の3）記1(6)を適用する。

## 6 広告付き電停上屋整備の課題

全国初の事例ということもあり、色々と試行錯誤の連続となった本事業であるが、主な課題は下記の通りである。

### a：安全性の確保

広告掲載スペースを確保しつつ、歩行者、通行車両、路面電車の安全も両立するため、入念な事前検討が必要となった。広島県警察本部からの適切なアドバイスを得て、計画の実施が可能となった。

### b：景観への配慮

景観という抽象的な概念のうえに、具体的な許認可の基準を設けなければならないため、これについても事前の検討が必要となった。広島市都市デザイン担当による審査を経て、具体的なパースの作成がなされた。(別図-5参照)

### c：費用負担

道路管理者、交通事業者、広告事業者の三者が共同して一体のものを作成する今回の事業では、当然のことながら費用負担においても調整は大きな課題となった。上屋の構成部材にいたるまで入念な調整が行われ、全国のモデル事業となるにふさわしい計画実施のため、目下担当部署において鋭意調整中である。

広告付き電停上屋の整備は、いくつかの課題も残しながら実施していくこととなりますが、道路占有許可基準等を遵守し、交通の安全を確保しながら、路面電車利用者の利便性・快適性の向上にも取り組んでいきたいと考えています。